

Topics

中国税務最新動向

中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 宋寧 著
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

☆2012年中国APA報告：重要部分の解説

2013年8月13日、中国国家税务总局は、中文及び英文にて、《2012年中国APA報告》(以下、「当該報告」という)を発表した。これは、2010年12月30日に2009年報告が発表されて以降4回目の公表となる報告である。当該報告は、中国のAPA制度、実行プロセス、及びその発展状況を紹介し、2005年から2012年までに協議されたAPAの統計データ及び分析もカバーしている。

中国の移転価格及び租税回避管理の数少ない公開資料として、当該報告における多くの内容及びデータ分析は、納税者にとって、中国税務機関の移転価格管理規則の現状を理解及び把握し、参考となる意義を有する。

一、2012年度までの中国APA基本データに係る統計

2012年12月31日までに、中国税務機関は、累計で、ユニラテラルAPA(以下、「ユニAPA」という)を56件、バイラテラルAPA(以下、「BAPA」という)を29件締結している。そのうち、2012年度中に、中国税務機関は、3件のユニAPAと9件のBAPAを締結し、BAPAの年間締結件数は過去最高となった。2012年度に締結したユニAPAはすべて2年以内に締結されている。BAPA及びユニAPAの1年以内の締結比率は67%で、締結までの時間は2011年に比べて短縮された。2012年度に締結したBAPA 9件のうち、5件がアジア、1件が欧州、3件が北米であった。欧米との締結件数は過去最多であり、BAPAの地域分布の均衡がとれてきたといえる。製造業のAPAは依然としてAPAの主要な部分となっているが、業種は増加してきている。

2005年1月1日から2012年12月31日までに、中国税務機関は、16の国及び地域から、累計で、141件のBAPAの書面での締結協議の意向又は正式申請(うち31件が締結に至った)を受けた。増加し続ける業務の需要に対応するため、国家税务总局は、2012年に移転価格業務及びAPA業務の人員を8名

まで増員し、人員の能力及び相互協議の必要性から、アジア・太平洋第1チーム(日本、韓国との協議を担当)、アジア・太平洋第2チーム(アメリカ、カナダ、オーストラリア、シンガポール、香港との協議を担当)、欧州チーム(イギリス、ドイツ、オランダ、イタリア、ベルギー、ルクセンブルグ、デンマーク、スウェーデン、スイスと協議を担当)に分けた。2012年12月31日までに、中国税務機関が書面での締結協議の意向を受けた案件で、正式な受理前のものは79件、そのうちBAPAが73件となっている。

二、現在の中国におけるAPA管理制度と今後の趨勢

1. APA締結協議管理プロセスの厳格化及び長期化

(1)多くの企業のAPA申請がプロセスの初期段階にあること

中国税務機関は、APA業務の着実な推進を望んでおり、APA審査の質の向上を特に重視しており、APA申請の初期段階における審査業務を重視している。したがって、多くの企業のAPA申請がプロセスの初期段階、すなわち、申請意向及び予備会談の段階にある。

(2)税務機関が優先的に申請を受理する考慮要素

大量の申請意向と有限の人員に鑑み、税務機関は申請の受理を厳格化している。優先的に企業の申請を受理するか否かを決定する際に考慮する主要な要素は、以下のとおりである。

- ①企業が申請を提出した日時及び順序
- ②提出された申請の質。例えば、資料がすべて揃っているか、APA申請に用いられている移転価格算定方法及び企業が適切か否か等。要求に適合しない申請に対しては、企業に補充を要求する。
- ③案件が業種及び地域等に関する特殊性を有するか否か。
- ④BAPA申請については、相手国がAPA締結の

Topics

意向を有しているか否か、また、案件を重視しているか否か。

上記4つの要素のうち、最も重視されているのが申請の質である。申請内容に、新たな方法、高価値の無形資産やコスト削減並びに市場プレミアムに係る定量化分析があれば、優先して処理される。

(3)APA業務の長期化

APA締結までに要する時間は様々な要素に左右される。例えば、APAの種類(ユニAPA、BAPAあるいはマルチラテラルAPA)、関係会社間取引の複雑さやそれに関連する問題の複雑さ、企業が申請する文書の質、税務局員の審査スピード、相手国税務当局の審査スピード(BAPAあるいはマルチラテラルAPA)、企業の協力の程度(適切なタイミングでの資料提供及び資料の完全性)などが要素として挙げられる。

実際の業務において、中国税務機関としては、ユニAPAでは12ヶ月以内、BAPAでは24ヶ月以内に審査及び折衝が完了することを目標としている。BAPAは租税条約に基づいて当該相手国の税務当局と相互協議を行うため、ユニAPAに比し、往々にして時間を要している。2012年度中に中国が締結したユニAPAはすべて2年以内に完了しており、また、ユニAPAとBAPAで1年以内に完了したものの割合は67%となっている。2005年～2012年の統計によると、ユニAPAで1年以内に完了したものは53%、1～2年以内に完了したものは45%となっており、ほぼ2年以内に完了している。BAPAは、通常、ユニAPAよりも時間を要するが、それでも73%が2年以内に完了しており、59%が1年以内に完了、14%が1～2年以内に完了しており、その他は2年以上かけて完了している。

2. 税務機関・納税者ともに重視するBAPA

(1)締結されたAPA種類の件数の変化

ユニAPAの締結件数は減少傾向にある。一方、BAPAは増加傾向にある。

2005年～2008年の4年間は、毎年ユニAPAの件数がBAPAを大きく上回っていた。2009年は、初めてBAPAがユニAPAの件数を上回り、APAの主役となった。2010年は、両者の件数は同じであった。2011年は、締結された8件のユニAPAのうち、4件が継続、4件が初回締結である。BAPAは4件であるが、すべて初回締結であり、初回締結のユニAPAの件数と同数である。

2012年に締結されたBAPA件数は過去最高件数9件にのぼり、この年のユニAPA件数(3件)を

大きく上回るに至った。これは、納税者がBAPAを重視していること、すなわち、両国の協議を通して二国間の移転価格問題を解決し、また、国際的な二重課税を防止し回避したいという意向の表れである。また、中国税務当局が積極的に相互協議を推進していることの結果でもある。

(2)APA業務のプロセス別の分布

現在の規定では、APA業務は6つのプロセスに分かれている。すなわち、予備会談、正式申請、審査評価、協議、締結、執行管理の6段階である。統計時には、上記6プロセスを、受理前段階APA(予備会談、正式申請)、受理段階APA(審査評価、協議)、締結段階APA(締結、執行管理)の3つにまとめている。

2012年12月31日までに中国が締結したユニAPAは60件となっており、そのうち4件が締結署名待ち、41件が期間満了、15件が実行中である。現在受理されているユニAPAは5件あり、申出意向段階のものは6件ある。締結したBAPAは31件、そのうち、2件が締結署名待ち、10件が期間満了、19件が実行中である。現在受理されているBAPAは37件あるが、そのうち審査評価段階が27件、10件が協議段階である。予備会談段階は33件、申出意向段階は40件である。

各段階のユニAPA、BAPAを比較して見ると、締結件数ではユニAPAの方がはるかに多いが、過年度に締結されたものが多く、大部分が期間満了期を迎えている。また、現在執行中のものも多くが更新されたものである。申出意向段階、事前協議段階及び受理段階にあるAPAの件数は、将来のAPA件数に影響するが、この3つの段階のユニAPA件数はBAPAに比べて少なく、将来的にBAPAが増加することを示唆している。

3. APAに関する業種の多様化

2012年度、APAを締結した業種は増加し、7業種となった(製造業、商業サービス業、卸売及び小売業、交通運輸業・倉庫及び郵便業、科学技術及び技術サービス業、電力業・火力・ガス及び水供給業、情報通信・ソフトウェア及び情報技術サービス業)。ただし、依然として製造業の締結済みAPAの占める割合が多く、85%を占めている。

4. APAに関する関係会社間取引の多様化

中国APAにおける関係会社間取引の主要な類型は有形資産取引である。締結APAのうち有形資産取引が占める割合は65%である一方、無形資産の譲渡・使用及び役務提供の比重はそれぞれ、18%と

Topics

17%である。受理段階APAにおいても、有形固定資産取引の比率は依然として高く、45%であるが、締結段階APAに比べると、その比率は大幅に低くなっている。また、受理段階APAでは無形固定資産の譲渡・使用及び役務提供の比率が高くなっており、それぞれ30%と25%である。これは、APA申請企業の大多数は製造業であり有形固定資産取引が主要な関係会社間取引であることを示しているが、受理APAと締結APAの比較分析から、将来の有形固定資産取引以外の関係会社間取引の比率が増加することを示唆している。中国における第三次産業の発展に伴い、ますます多くのサービス業企業がAPAを申請し、将来においては、無形固定資産の譲渡・使用、役務提供、並びに金融取引が増加すると考えられる。

5. 最も使用される移転価格算定方法は取引単位営業利益法

取引単位営業利益法は最も使用される移転価格算定方法であり、63件使用され、全体の68%を占めている。主に使用される利益率指標は、営業利益率

(32件)とフルコストマークアップ率(31件)である。近年、中国税務機関は、広範囲にわたって公開データベースを運用しており、APA締結において、取引単位営業利益法は最も高い頻度で使用されている方法である。このほか、取引単位営業利益法は、残余利益分割法を使用する際の通常利益の確定に使用される。

次に使用頻度が高いのは、原価基準法である(17件)。独立価格比準法、再販売価格基準法、利益分割法及びその他方法は使用頻度が低く、それぞれ、4件、1件、3件、4件となっている。独立価格比準法は、使用の際に、商品及び取引の比較可能性に対する要求が非常に高く、また、再販売価格基準法及び利益分割法は、十分な取引と価格情報の提出が要求される。このため、これらの方法の使用頻度は低くなっているが、中国税務機関は、APA申請企業に対して、税務局員の審査業務への更なる協力を求めており、十分な取引及び価格情報の提供によって、再販売価格基準法や利益分割法等の移転価格算定方法について運用拡大を促している。

※本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が発表した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団(以下、「CTAC」といいます。)が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング(以下、「ノベル」といいます。)が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報をを用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。

特集 I ASEAN主要4カ国～最新税務動向〈タイ国編〉

特集 I ASEAN主要4カ国～日本企業進出時のポイントと最新税務動向 PART I 〈タイ国編〉

PWCタイ パートナー・公認会計士 魚住 篤志
PWCタイ マネージャー 江橋 美恵

1. 日本企業の進出形態と動向

タイを取り巻く投資環境

タイといえば2011年の洪水で7つの工業団地が浸水し、自動車、コンピュータ関連のサプライチェーンが寸断され、世界中の生産に影響を及ぼしたのはまだ記憶に新しいだろう。しかし、外資、特に日系企業の投資意欲は衰えるどころか、東日本大震災以後から長く続いた円高、尖閣諸島の国有化による中国での暴動をきっかけとしたチャイナ・プラスワンの動き、成長する東南アジア市場への期待から、さらに旺盛なものとなり、タイへの新規投資、追加投資に関する新聞記事を見ない日はないといっ

いいだろう。

タイ投資の最大の魅力はサポーティングインダストリーの充実度合いである。特に自動車産業や電気製品の日系の裾野産業はタイに集積しており、日本と同様の品質を持った部材を国内調達することができる。2012年から最低賃金は全国一律1日300バーツ(2013年9月末時点の為替レート、1バーツ=約3.1円。約930円)となり地域によっては40%以上大幅に上昇したものの、タイで製造業を行う理由は工賃の安さではなく、成熟したサプライヤーの集積による生産性の高さである。その証左として、日系の自動車メーカーが軒並み、2015年を目処に車両製造工場の拡張、および新設を行っており、それに連れてサプライヤーも生産能力の拡張を行っている。

なお、最近の投資のトレンドとしてタイ・プラスワンがある。これは、ラオスやカンボジアへ新工場を設立し、タイ国内の製造拠点の補完工場とするものである。タイにおける労働力の不足や賃金上昇とともに、2015年のAEC(ASEAN Economic Community. アセアン経済共同体。)の

